

名古屋市職員措置請求の監査結果

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、学区区政協力委員会運営補助金の返還請求に関する名古屋市職員措置請求書（別添のとおり。以下「請求書」という。）が提出された。

第 1 措置請求の概要

1 請求人

名古屋市中村区 澤 昌良

2 請求書の提出日

平成 20 年 3 月 28 日

3 請求の要旨

- (1) 名古屋市中村区稲葉地学区区政協力委員会(以下「稲葉地学区」という。)に交付された、平成 18 年度学区区政協力委員会運営補助金(以下「補助金」という。)について、名古屋市中村区役所区民生活部まちづくり推進室長(以下「中村区まちづくり推進室長」という。)が、名古屋市補助金等交付規則(以下「交付規則」という。)学区区政協力委員会運営補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に違反して、不当な補助金の支出を承認決裁した。
- (2) 平成 18 年度の補助金の支出について、平成 18 年 6 月 9 日付にて稲葉地学区より提出された平成 18 年度事業計画書(以下「事業計画書」という。)と平成 19 年 3 月 31 日に提出された平成 18 年度事業報告書(以下「事業報告書」という。)の内容が非常に乖離している。事前に許可なく補助金の用途が変更されたことを正そうとしない。
- (3) 平成 19 年 12 月 5 日に事業報告書の差し替えを行った。

よって、次記(ア)もしくは(イ)の金額の返還を中村区まちづくり推進室長に求める。

- (ア) 補助対象経費(1,657,608 円)のうち研修旅行費用(1,146,840 円)が占める割合に補助金交付額(567,000 円)を乗じた額 392,287 円
- (イ) 補助金交付額(567,000 円)から妥当分(510,768 円)を除いた額 56,232 円

第 2 請求の要件審査

本件は、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

平成20年4月22日に、地方自治法第242条第6項の規定に基づいて、請求人から請求の趣旨を補足するために陳述を聴取した。

請求人が陳述した主な事項は次のとおりである。

- (1) 稲葉地学区が名古屋市中村区役所区民生活部まちづくり推進室(以下「中村区」という。)に提出した、事業計画書と「事業報告書」には整合性がない。
- (2) 1,146,840円もの住民のための大金が研修旅行の交通費などに使用されていた。当該研修旅行は名古屋市区政協力委員規則第2条に規定する職務である「広報広聴活動」とは認めがたく、1,146,840円を補助対象経費としたのは交付規則、交付要綱に違反している。
よって補助金交付額を比例配分した392,287円もしくは、補助対象経費から研修旅行費用(1,146,840円)を除いた56,232円を中村区まちづくり推進室長に返還させるべきである。
- (3) 平成19年3月31日に提出された「事業報告書」を承認決裁した後、当該事業報告書を平成19年12月5日付にて再提出された平成18年度事業報告書(以下「再提出事業報告書」という。)に差し替えたことは証拠文書の改ざんにあたり、法的に問題がある。

2 請求人の主張する違法不当事由の整理

本件監査請求における措置請求は、交付規則、交付要綱に違反した違法不当な補助金の支出により被った本市損害額の賠償請求と解される。その違法不当事由について、請求書、請求書に添付された事実証明書、陳述内容から請求人の主張を整理すると次のとおりである。

- (1) 事業計画書と「事業報告書」の内容が相違しており、市長による事業計画変更承認の手続を経ずに中村区まちづくり推進室長が補助対象経費を承認したことは交付規則、交付要綱に違反しており、違法不当である。
- (2) 「事業報告書」を差し替えたことは違法行為にあたる。
- (3) 稲葉地学区が実施した研修旅行は、交付要綱別記に規定する「広報広聴活動」には該当せず、研修旅行を補助対象経費と承認した行為は違法不当である。

3 監査委員が認定した事実

(1) 補助金の概要について

ア 補助金の交付目的

補助金の交付目的については交付要綱第2条に次のように規定している。

「学区区政協力委員会が行う学区内における各種団体との連絡調整及び広報広聴活動その他の地域活動に要する経費の一部を補助することにより、地域活動が円滑に推進されることを目的とする。」

イ 補助金の交付対象

補助金の交付の対象となる事務事業及び経費は交付要綱別記に規定されている。

(別記)

対象事務事業		対象経費
事務費	会議費	定例会などに要する費用
	その他事務費	消耗品費、印刷費、通信費等
事業費	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">広報広聴活動</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市・区政のPR ・ 区報の発行 ・ 施設見学会の実施 ・ 学区懇談会の開催 ・ 各種団体長との懇談会の開催 ・ その他各種広報広聴事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社会教育活動始め各種地域活動</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動会、体育祭の開催 ・ 成人式、敬老会の開催 ・ 盆踊り大会の実施 ・ 講演会、研修会の開催 ・ ラジオ体操の会の実施 ・ 各種体育行事の開催 ・ 各種サークル活動の実施 ・ その他各種地域活動 <p>* 本市の他の制度で補助を受ける事業を除く。</p>	<p>左欄事業執行にかかる経費</p> <p>* 飲食代(簡素な飲食を除く。)</p> <p>その他市長が事業執行に適切でないと認める経費については補助対象外とする。</p>

ウ 補助金の交付条件について

補助事業の追加を伴う事業計画の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。補助団体は当該承認を受けようとするときは、あらかじめ学区区政協力委員会運営補助金事業変更承認申請書(以下「事業変更承認申請書」という。)に変更後の事業計画書を添付して市長に提出するものとされている。(交付要綱第6条・10条)。

(2) 補助金の交付及び精算の状況は、次のとおりである。

日 付	事 項
平成 18 年 6 月 9 日	稲葉地学区より区政協力委員会運営補助金の交付申請 (事業計画書の提出)
平成 18 年 6 月 23 日	市長による交付決定(通知)
平成 18 年 6 月 28 日	支出命令(支出命令額 567,000 円)
平成 19 年 3 月 31 日	稲葉地学区より「事業報告書」の提出
平成 19 年 4 月 5 日	概算払精算書の提出を受け精算承認
平成 19 年 5 月 21 日	補助対象経費の決定(1,657,608 円)
平成 19 年 12 月 5 日	稲葉地学区より「再提出事業報告書」の提出
平成 19 年 12 月 13 日	補助対象経費の変更承認決裁(754,096 円)

(3) 補助金交付における財務会計上の職員について

財務会計行為	最終決裁権者
支出負担行為	中村区まちづくり推進室長 (区長以下代決規程 別表第 1 (財務関係) 第 16 号)
支出命令	中村区役所総務課長 (区長以下代決規程 別表第 1 (財務関係) 第 34 号)
精算承認	中村区役所総務課長 (区長以下代決規程 別表第 1 (財務関係) 第 35 号)

4 監査の対象事項

本件監査請求は、中村区が稲葉地学区研修旅行の交通費相当を補助金の補助対象事業と認めて違法不当に精算承認を行ったことで生じた本市の損害額を、本市職員に対して賠償請求しているものと解される。

以上のことから「請求人の主張する違法不当事由が存在し、本市に損害が生じているか」を監査の対象事項とした。

5 監査対象局

中村区及び市民経済局を監査対象とし、事情聴取及び関係書類の調査を行った。

(1) 本件に対する中村区の説明は、次のとおりである。

ア 補助事業変更に伴う市長の承認について

「事業報告書」は、補助金申請時に添付した事業計画書の内容から一部が追加されていたが、その内容は補助対象事業に該当するものであり、事業変更承認申請書を徴することなく、交付規則第 15 条及び交付要綱第 12 条による領収書や事業成果の確認など、補助額の確定事務と同時に事業計画の変更承認を行い、補助金対象事業に適合するものと認めた。

イ 平成 18 年度事業報告書の再提出について

平成 19 年 3 月 31 日付にて提出された「事業報告書」に基づき、補助対象事業を精査したところ、補助金額 567,000 円を越える補助対象事業が実施されていたため、交付要綱に適合すると判断し補助金の額を確定するとともに、同年 4 月 5 日の概算払精算書についても承認した。

平成 19 年 12 月 5 日付「再提出事業報告書」については、事業内容の一部の削除及び平成 19 年 3 月 31 日時点で領収書の提示がなかった事業について新たに領収書の提示があり、「再提出事業報告書」に基づく補助対象経費を算定し交付条件違反の有無を審査した上で補助対象経費等を変更承認した。

しかし、平成 19 年 3 月 31 日付「事業報告書」を以ってすでに適正に行われている結果を左右するものではなかったため、「再提出事業報告書」については、単なる事実行為として記録したものである。

ウ 研修旅行を補助対象経費として承認した判断について

稲葉地学区では、函館市を研修先とする「文化的遺産を生かしたまちづくり」の研修が行われた。内容は、朝市等の観光資源やベイエリア地域等の町並みの視察を行い、稲葉地学区内のシンボリック施設である「九の市」「豊国神社参道」「アクテノン」等と対比しながら見学することで今後のまちづくりに有益な研修を行うことができたとして学区より報告を受けた。中村区としても、こうしたまちづくりの目的を持った施設見学会は学区民を代表して、市政、区政に意見を述べる区政協力委員の研修活動として有益であり、成果があったと判断した。

なお、平成 19 年 3 月 31 日付事業報告書において研修旅行の支出金額について 1,146,840 円と記載されているが、当区において領収書の内容を確認したところ、鉄道運賃、航空運賃、貸切バス借上料の旅費相当額の合計を下回っていたため、同金額をもって補助対象経費とした。

(2) 本件に対する市民経済局の説明は、次のとおりである。

ア 補助事業変更に伴う市長の承認について

事業変更承認申請書を徴することなく、中村区が精算承認を行ったことについては、手続の上では瑕疵があったと考えている。ただ、平成 19 年 3 月 31 日付「事業報告書」に記載されている事業内容が補助対象の事務・事業であり、仮に事業変更承認申請書が提出されていれば認められる性格のものであり、事業変更承認申請書を徴しなかったとしても、違法又は不当な行為に当たらないと考える。

イ 研修旅行について

区政協力委員の職務には広報広聴活動への協力があり、学区の住民に対して市・区の行う様々な活動について広報し、認識を深めてもらう上で、また住民からの様々な意見を聴き、それを集約し、市区行政に反映させていく上で、広く現状を知るために行う施設見学会などは必要な研修活動であり、広報広聴活

動としての研修旅行は区政協力委員活動の一環であり、補助対象事業にあたるものと考えている。

研修旅行について言えば、旅行であるという理由で補助の対象にしているわけではなく、旅行先での活動内容に着目してそれが研修に該当するかどうかを判断して決定される。

第4 監査委員の判断

1 補助事業変更に伴う市長の承認について

請求人は、平成 19 年 4 月 5 日に中村区が行った平成 18 年度稲葉地学区区政協力委員会運営補助金の精算承認は、交付要綱に規定された補助対象事業計画の変更について市長の承認手続を経ておらず、違法不当であると主張している。

本件の場合、交付要綱に基づき、稲葉地学区が補助事業変更に伴う事業変更承認申請書の提出をせず、あらかじめ市長承認を受けなかったことは、明らかに手続き上の瑕疵があったものと言わざるを得ない。

しかしながら、一般に補助金の精算手続における補助事業内容の変更については、仮に正規の変更承認申請が出されていれば承認されたであろうような場合において、その条件違反に対して是正命令を出すか否かは、補助金交付行政庁の自由裁量に委ねられており、是正命令を発動しなくても、補助目的達成の見地から、補助事業等の成果が交付決定内容に適合するものと解して差し支えないとされている。

したがって、本件の場合、稲葉地学区より事業変更承認申請書が提出されていないことは手続き上瑕疵があったとしても、中村区が平成 19 年 3 月 31 日に事業報告書が提出された際に、事業内容の確認を行い、交付決定内容に適合するものと認めたことから、同年 4 月 5 日に行った精算承認は、違法不当であったと言うことはできない。

2 平成 18 年度事業報告書の再提出について

請求人は、平成 19 年 4 月 5 日の精算承認後、同年 12 月 5 日に「再提出事業報告書」を受理したことは、中村区が公文書を差し替えたこととなり違法であると主張している。

一方、中村区は、平成 19 年 3 月 31 日に稲葉地学区より「事業報告書」の提出を受け、財務会計上の精算行為を行うとともに、補助対象経費の決定を行った。その後、稲葉地学区より平成 19 年 12 月 5 日に「再提出事業報告書」の提出を受け、中村区は交付条件違反の有無を審査したうえ、交付額の変更をする必要はないと判断し、補助対象経費等の変更承認を行ったが、これを単なる事実行為と弁明している。

これについて当該関係書類を調査したところ、「再提出事業報告書」に基づき、補助対象経費等を変更する趣旨の起案決裁を平成 19 年 12 月 13 日に行っていた

ことから、請求人の主張するように公文書の差し替えを行ったごとく見えるところである。

そこで、平成 19 年 5 月 21 日の補助対象経費の決定と同年 12 月 13 日の補助対象経費等の変更承認の両者について考察すると、中村区は平成 19 年 3 月 31 日に提出された「事業報告書」を受理し補助対象経費を決定し、財務会計上の精算行為を実施しており、これにより当該補助金に関する行政行為としては適法に完了していると認められる。いったん完了した行政行為は、違法事由や撤回すべき格別の事由がない限り、取り消しや撤回はできないとされている。今回の「再提出事業報告書」に関して行われた中村区の行為を見ると、そうした点を確認しておらず、また監査委員としても当初の決定について、違法性や撤回すべき事由を認めることはできなかった。

したがって「再提出事業報告書」を中村区が受理・審査の上、補助対象経費等を変更決定した行為は法的に無効であり、単なる事実行為に過ぎないと解される。よって、請求人の主張する公文書の差し替えには当たらない。

3 研修旅行について

請求人は、本件研修旅行は、交付要綱別記で定める補助対象事業として掲げられた「広報広聴活動」にあらず、補助対象事業としたことは違法不当であると主張している。

当該補助金については、学区区政協力委員会の各種活動に要する経費の一部を補助する目的で設けられたものであり、学区区政協力委員会の行う幅広い事務事業のうち、会議費などの事務費及び「広報広聴活動」や「社会教育活動始め各種地域活動」の事業費を補助対象とすることが認められている。また、交付要綱別記には「広報広聴活動」として施設見学会が掲げられているところであり、交付要綱を所管する市民経済局によれば、学区区政協力委員会が実施する研修旅行を補助対象とするかについては、各区役所が当該研修旅行の趣旨・目的を確認し個別具体的に判断しており、広く現状を知るために行う施設見学会などは必要な研修活動であるとしている。

本件の場合、中村区は、文化的遺産としての「九の市」「豊国神社参道」「アクテノン」などを生かしたまちづくりを行政などと協働して稲葉地学区が進めている現状から、研修先に函館市を選択したことに一定の理由を認め、「広報広聴活動」としての当該研修旅行が有益であったと判断したとしており、補助対象事業としたことに相応の理由が認められる。

また、本件研修旅行についての補助対象金額が相当高額であることには疑問があるところではあるが、交付要綱上補助対象事業ごとに上限が定められていない以上、違法不当と言うことはできない。よって本件研修旅行経費のうち、交通費相当分を補助対象事業としたことは、交付要綱に違反した行為ということとはできない。

第5 監査の結果

1 結 論

以上述べたとおり、請求人の主張には理由がなく、本市に損害は生じていないことから措置する必要は認められない。

2 意 見

中村区においては、稲葉地学区が事業変更承認申請書の提出を行わなかったことについて適確な指導を行わず、また精算承認後に補助対象事業をあたかも変更しようとしたとも解される行為など、不適切な事務処理が見受けられた。

補助金の交付にあたっては、交付規則、交付要綱などを遵守するとともに、補助対象事業についての事業内容を精査し、適切な事務処理に努められたい。

(別添)

名古屋市職員措置請求書

平成 20 年 3 月 28 日

名古屋市監査委員 様

請求人 名古屋市中村区 澤 昌良

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書(19 枚)を添え、必要な措置を請求します。

1 請求の要旨

対象者 名古屋市中村区役所区民生活部まちづくり推進室 松岡善次室長

証 1 で示したように平成 18 年度の中村区稲葉地学区区政協力委員会の運営実績報告書(証 11.12)について、規則や交付要綱(証 2.3.4.5.6.7)に違反して、不当な補助金の支出を承認決裁した。(証 13)

平成 18 年度の補助金支出は、平成 18 年 6 月 23 日付の補助金交付決定の内容(証 8.9.10)と年度未提出の実績報告書(証 11.12)が非常に乖離しており、事前の許可なく補助金の用途が変更され、それを正そうともしない行政執務能力の欠如はなはだしい。しかも、証 14.15 の公式の文書による回答を裏切るような証 16.17.18.19 によって年度を越えて 8 ヶ月以上も経て文書の差し替えをするような公務員としての常識の欠如、証 14.15 の文言は一体何だったのかと言えるのでしょ。デタラメ行政と言えるでしょう。

よって、下記計算式によって比例配分で 392,287 円の返還、これが無理であるなら妥当分 510,768 円を差し引いた 56,232 円の返還をまちづくり推進室長に求めるよう措置を求める。

比例配分式 $1,146,840 \text{ 円} / 1,657,608 \text{ 円} \times 567,000 \text{ 円} = 392,287 \text{ 円}$

(添付書類)

- 証 1 平成 18 年度事業計画書及び平成 18 年度事業報告書
- 証 2 名古屋市区政協力委員規則
- 証 3・4・5 名古屋市補助金等交付規則
- 証 6・7 学区区政協力委員会運営補助金交付要綱
- 証 8 学区区政協力委員会運営補助金交付申請書(平成 18 年 6 月 9 日付)
- 証 9 平成 18 年度事業計画書
- 証 10 平成 18 年度学区区政協力委員会運営補助金の交付決定について
(平成 18 年 6 月 23 日付)
- 証 11 学区区政協力委員会運営実績報告書(平成 19 年 3 月 31 日付)
- 証 12 平成 18 年度事業報告書
- 証 13 平成 18 年度区政協力委員会運営補助金明細書
- 証 14・15 弁明意見書
- 証 16 学区区政協力委員会運営実績報告書(平成 19 年 12 月 5 日付)
- 証 17 平成 18 年度事業報告書
- 証 18 稲葉地学区区政協力委員会運営補助金補助対象経費の変更起案
- 証 19 平成 18 年度区政協力委員会運営補助金明細書(平成 19 年 12 月 5 日変更)

(注) 1 請求人の住所及び職業並びに添付書類については省略した。